

国立大学法人群馬大学環境美化室設置要項

令和 7. 4. 1 制定

(設 置)

第1 群馬大学の構内環境の整備を推進するため、環境美化に関する業務を行うことを目的として、国立大学法人群馬大学に、次の各号に掲げる環境美化室を置く。

- (1) 荒牧地区環境美化室
- (2) 昭和地区環境美化室
- (3) 桐生地区環境美化室

(室 長)

第2 環境美化室に、業務を掌理するため室長を置き、次の各号に掲げる職員をもって充てる。

- (1) 荒牧地区環境美化室長 総務部人事労務課長
- (2) 昭和地区環境美化室長 昭和地区事務部総務課長
- (3) 桐生地区環境美化室長 桐生地区事務部事務課長

(室長補佐)

第3 環境美化室に、室長を補佐するため室長補佐を置き、次の各号に掲げる職員をもって充てる。

- (1) 荒牧地区環境美化室室長補佐 総務部人事労務課副課長
- (2) 昭和地区環境美化室室長補佐 昭和地区事務部総務課副課長
- (3) 桐生地区環境美化室室長補佐 桐生地区事務部事務課副課長

(職 員)

第4 環境美化室に、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) コーディネータ
- (2) 環境クリーンスタッフ

(雑 則)

第5 この要項に定めるほか、環境美化室に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要項は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 国立大学法人群馬大学荒牧地区環境美化室設置要項（平成 23 年 8 月 1 日制定）は、廃止する。